

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 3 年 9 月 27 日

岐阜県監査委員	水 野 吉 近
岐阜県監査委員	長 屋 光 征
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

# 1 令和2年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 <sup>えん</sup> 団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	1	0	0
	指導事項	出資・出捐団体	4	1	1	2
		補助金等交付団体	2	1	0	1
		指 定 管 理 者	2	2	0	0
	計		8	4	1	3
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
	所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—
補助金等交付団体			2	2	0	0
指 定 管 理 者			0	—	—	—
計		2	2	0	0	
指導事項		出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	0	0	1
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
計		1	0	0	1	
検討事項		出資・出捐団体	1	1	0	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
計		1	1	0	0	
合 計		13	8	1	4	

※「今回措置を講じたもの」については、令和3年9月3日に知事から通知があったもの  
 (注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

## 2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

### (1) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

#### 出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	医療整備課	<p>平成 30 年度の決算に係る事務処理において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>令和 2 年 6 月に令和元年度の決算書を作成する過程で、平成 30 年度決算の医業未収金に 35,020,929 円の過大計上があることが判明したため、当該過大計上額を令和元年度の決算において修正した。同修正に当たっては、過年度決算の修正であることから、本来は、医業未収金から上記過大計上額を減ずるとともに、同額を臨時損失に計上する処理を行うべきところ、当該事案は金額が営業収益の 1% 未満であることから重要性が乏しいと判断し、地方独立行政法人法（平成 15 年 7 月 16 日法律第 118 号）、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成 16 年 3 月 24 日総務省告示第 221 号）等（以下「会計基準等」という。）において、「重要性の乏しいものについては、本来の方法によらないで他の簡便な方法によることが認められる」とされていることから、臨時損失への計上ではなく、同額を医業収益から減ずる処理を行っていた。</p> <p>しかし、会計基準等では「経常損益計算の区分は、営業損益計算の結果を受けて、利息その他営業以外の原因から生ずる損益であって臨時損益に属さないものを記載して、経常利益を計算する。」とされており、重要性が乏しいと判断して臨時損失への計上によらない場合でも、医業収益の減額ではなく営業外費用への計上で対応すべきであった。</p> <p>なお、重要性の判断については、当該事案で修正された医業未収金の過大計上は病院の主要な業務に係る事項であり、会計基準等において金額的側面及び質的側面の両面から判断を求めていることから、今後は質的側面にも十分留意して判断されたい。</p>	<p>指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け確認した。</p> <p>過年度決算を修正する際は、会計基準等に基づき金額的側面だけでなく、質的側面にも留意のうえ重要性を判断し、事務処理を行うこととした。</p> <p>また、重要性が乏しいと判断した場合においても、会計基準等に基づき適正に処理が行われているか、複数名の職員によるチェックを厳格に行い、再発防止に努めることとした。</p>